

非常災害対策計画

非常災害対策計画

【指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準】

指定地域密着型通所介護事業者は、**非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。**

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。**

地域密着型サービス事業のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く。

非常災害対策計画

【解釈通知】

基準第32条は、指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火、避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定地域密着型通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定地域密着型通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

2 同条第2項は、指定地域密着型通所介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

非常災害対策計画

基準において、非常災害に関する具体的計画を策定することが規定されており、地震や台風等の自然災害による被害が相次いでいることを踏まえ、非常災害対策計画は、火災だけではなく、水害、土砂災害、地震等にも対処するための計画であることが必要とされている。

また、災害時に被災する恐れのある場所に立地している事業所は、特に避難方法等の確保や訓練等を積極的に実施することが重要である。

「水防法」、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」及び「津波災害地域づくりに関する法律」により、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域に所在する配慮者利用施設等は、避難確保計画の作成と報告が義務付けられており、既に作成している「非常災害対策計画」に必要事項を追記することで避難確保計画としても位置付けることができる。

◆小樽市／要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2022092800038/>

非常災害対策計画

・非常災害対策計画は、北海道が作成した「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」や国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」を参考に策定してください。

◆北海道／社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/sus/houjin/toriatsukai/122752.html>

◆国土交通省／避難確保計画の作成・活用の手引

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

・事業所ごとに運営体制等が異なることや、事業所独自で策定していた防災マニュアル等を非常災害対策計画と位置づけて運用している事例もあり、事業所によって計画に盛り込まれる項目に差異が見られるため、小樽市では指針を策定し、非常災害対策計画に盛り込むべき項目を定めています。

【必須項目】

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①事業所等の立地条件 | ⑧災害時の人員体制、指揮系統 |
| ②災害に関する情報の入所方法 | ⑨関係機関との連携体制 |
| ③災害時の連絡先及び通信手段の確認 | ⑩避難確保を図るための施設の整備 |
| ④避難を開始する時期、判断基準 | ⑪防災教育及び避難・救出等の訓練の実施 |
| ⑤避難場所 | |
| ⑥避難経路 | |
| ⑦避難方法 | |

事業所が立地する地域の環境等を踏まえ、様々な災害を想定することが必要。少なくとも火災、地震災害、風水害については、すべての事業所において必ず想定し、その対策について定めてください。